# 四半期会計基準専門委員会での検討状況(第25回)

- 1. 公開草案のコメント分析(第二回) 注記事項、表示、ひな型、適用時期等、年度の財務諸表での開示、その他
- 2.1月11日専門委員会での主な意見

## (会計処理の原則及び手続の変更の注記)

- ・財務諸表作成者としては、基準 19 項(4)について累計情報のみの開示で 留めてもらいたい。45 日の制約のなかでレビューも受けなければならず、 翌年になれば楽になるわけではない。
- ・財務諸表利用者としては、四半期、累計両方みたい。 「実務上困難な場合を除く」という扱いで対応することでどうか。
- ・セグメント情報についても、「なお、影響額を算定することが実務上困難 な場合には、影響額の算定に代えてその旨及びその理由」を記載すると いう対応であることを確認したい。

そのように考えているがどうか。

・セグメント情報については、どのように影響額を書けとは記載していない。現行の実務の慣行に従えということであるならば、基本的な方法と 遡及的な方法と2つある。そのことを含意しているということを適用指 針の本文や結論の背景には書いてもらいたい。

### (偶発債務)

- ・偶発債務については、45 日という制約のなかで数値を測定するのは困難 な場合がある。
- ・偶発債務の合計額の開示は不要とすべきである。

重要な偶発債務の開示を求めるものであり、総合計の記載は不要とかんがえるがどうか。また、測定困難な場合は、四半期特有のものなのかどうかを含めて、検討することでどうか。

### (販売費、一般管理費)

- ・販売費、一般管理費を科目別に連結ベースの数値を算出するのは困難で あるので宥恕して欲しい。
- ・財務諸表利用者としては、概算額でよいので開示して欲しい。

#### (第2四半期以降に会計処理の原則及び手続を変更した場合の表示)

・第2四半期以降に会計処理の原則及び手続を変更し、変更による影響額が 期首以前の過年度分と当期分に区分して算定できる場合、 年度の財務諸

1

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

表における表示との整合性を勘案し、第2四半期会計期間及び期首から累計期間の四半期財務諸表において、過年度に係る影響額のみを特別損益に計上する方法と、 第2四半期会計期間の四半期財務諸表は第2四半期会計期間の期首以前に係る影響額を特別損益に計上し、期首からの累計期間の四半期財務諸表では過年度に係る影響額のみが特別損益に計上されるように組替を行う方法が考えられるが、選択適用が可能であるのか、明示したほうがいいので議論したほうがよい。

の方法などが考えられるということでどうか。

## (在外子会社の会計処理の統一の PL 影響額)

・在外子会社の会計処理の統一の PL 影響額に加えて、他の新基準の影響を 算出するのは複数回精算表をまわすこととなり、ほとんど対応困難なの で、在外子会社の会計処理の統一の PL 影響額の開示は宥恕するよう真剣 に対応いただきたい。

年度での取扱いと整合的な取扱いが必要となるので、関係当局の判断も踏まえ、検討していくことでどうか。